

防災訓練の結果の概要（総合訓練）【濃縮事業部】

1. 訓練の目的

「濃縮・埋設事業所濃縮事業部原子力事業者防災業務計画」に基づき加工施設における緊急事態を想定した総合訓練を実施し、対策活動の有効性等を確認・評価するとともに、必要に応じて、今後の防災活動に反映する。

本訓練は、大規模地震発生に伴い再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設（ウラン濃縮工場）、廃棄物埋設施設の4施設が同時に被災した場合を条件とした全社大で行う総合訓練として行う。

1. 1 濃縮事業部対策本部

濃縮事業部対策本部の本訓練の確認項目と達成目標は以下の通りとした。

確認項目	達成目標
(1) 全社対策本部との情報共有、連携の実施状況	・全社対策本部との情報提供、連携が適切にできること。
(2) 事業部対策本部における指揮・命令および報告、情報共有の実施状況	・対策活動について、事業部対策本部が的確に判断し指揮命令できること。 ・事業部対策本部内の情報共有が適切にできること。
(3) 通報文およびプレス文の作成、社外への通報連絡の実施状況	・事象に応じた通報文・プレス文を適切に作成し、通報連絡できること。
(4) 広報活動（記者会見）の実施状況	・記者会見が適切に実施できること。
(5) 避難誘導（負傷者の救出を含む）の実施状況	・避難誘導を適切に実施できること。 ・負傷者を迅速に発見・救出し、搬送できること。
(6) 現場の対策活動（六フッ化ウランの漏えい対処を含む）の実施状況	・現場の対策活動が確実に実施できること。
(7) 過去訓練における反省事項の対応状況	・過去訓練における反省事項に対して改善が図られていること。

1. 2 全社対策本部

主な確認事項として以下の項目の活動・評価を行うこととした。

- (1) 全社対策本部内の指揮命令系統の確認
- (2) 各事業部対策本部と国（原子力緊急時対応センター）との連携の確認
- (3) 広報対応が適正に実施できることの確認
- (4) 全社対策本部要員等の知識・技術の習得・向上による対応能力の継続的改善

2. 実施日時および対象施設

(1) 実施日時

2017年2月8日（水） 13:00～17:00（反省会含む）

<気象条件*> 天候：曇り 気温：0.3℃ 風速：8.5m/s 風向：西北西

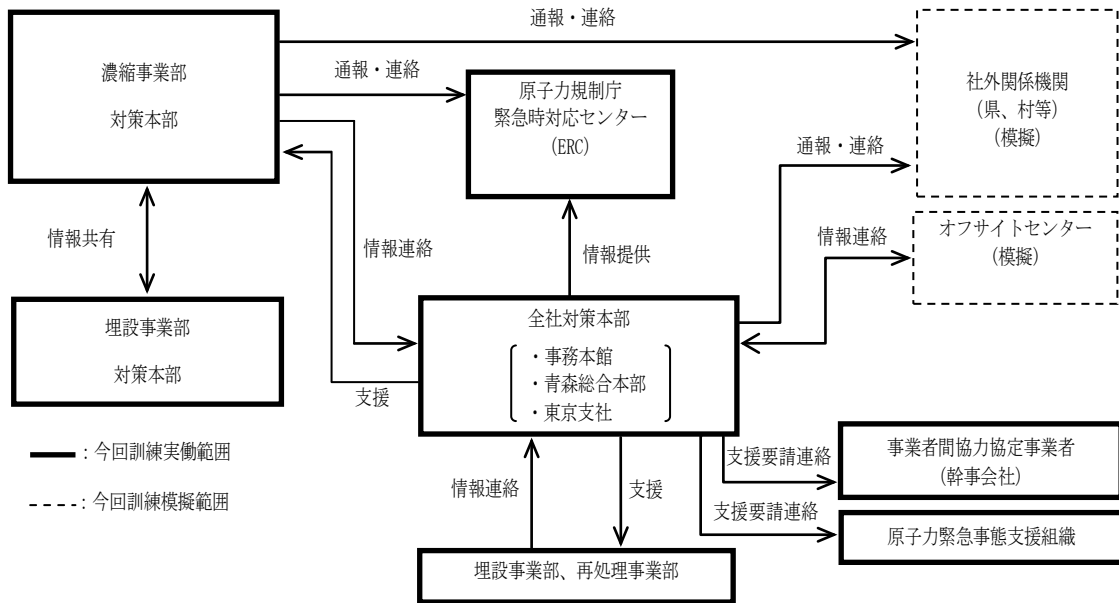
※：気温、風速、風向は同日13:00における濃縮・埋設事業所における気象観測データ

(2) 対象施設

ウラン濃縮工場内および周辺、事業部対策本部室 他

3. 実施体制、評価体制および参加人数

(1) 実施体制



(2) 評価体制

- ・事業部対策本部室および各現場に評価者を配置し、チェックシートを用いて対策本部、各班の活動状況の評価し、改善点の抽出等を行った。
 また、訓練終了後に事業部全体で反省会、各班での自己評価を行い、改善点の抽出を行った。
- ・全社対策本部では、訓練終了後に訓練参加者等にて反省会を実施し、訓練全体を通じた意見交換および気づき事項の集約を行い課題の抽出を行った。

(3) 訓練参加者

濃縮事業部対策本部	訓練参加者： 188名	(訓練コントローラー1名含む。)
	評価者： 4名	
全社対策本部	訓練参加者： 86名	(訓練コントローラー3名含む。)

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

岩手県沖を震源とする大地震が平日昼間に発生し、六ヶ所村内において震度7を観測するとともに、外部電源を喪失した。このとき、液化中の均質槽1基(2号発回均質室)の配管および建屋外壁が破損し、破損箇所から六フッ化ウランが管理区域内および管理区域外(屋外)へ漏えいする。

また、地震の影響等により、2号発回均質室内において、負傷者が発生する。

事象発生により、非常時体制を発令し非常時対策組織を設置し、対策活動を行う。

管理区域外への六フッ化ウランの漏えいにより、モニタリングポスト1箇所(MP-1)の指示値が上昇し、原災法第10条の通報基準に達したため、第1次緊急時態勢の発令を行い、非常時対策組織から事業部対策本部へ移行する。

その後、モニタリングポスト(MP-1)の指示値上昇が10分継続し、原災法第15条の報告基準に達したため、第2次緊急時態勢を発令する。

応急対策として、2号発回均質棟への放水、2号発回均質室のシャッターへ漏えい対策カーテンを敷設および均質槽カバーへの養生を実施する。

2号発回均質棟への放水を行うことにより、建屋外への六フッ化ウランの漏えいが停止し、モニタリングポストの指示値が下降する。

また、応急対策により、管理区域内の六フッ化ウランの漏えい拡大は防止され、第1次緊急時態勢および第2次緊急時態勢を解除可能な状態となる。

上記想定事象については、訓練参加者へは詳細シナリオ非提示にて訓練を実施する。

5. 防災訓練のために想定した施設運転状況設定

- ・カスケード設備：生産運転中
- ・均質槽 ：1基液化中

6. 防災訓練の項目

総合訓練

7. 防災訓練の内容

7.1 濃縮事業部対策本部

- (1) 避難誘導訓練
- (2) 通報訓練
- (3) モニタリング訓練
- (4) その他必要と認める訓練
 - ①放水訓練
 - ②設備応急訓練
 - ③全社対策本部等との連携訓練

7.2 全社対策本部

- (1) その他必要と認める訓練
 - ①全社対策本部設営訓練
 - ②E R C 対応訓練
 - ③広報活動訓練（模擬記者会見）
 - ④オフサイトセンターとの連携訓練
 - ⑤原子力事業者協力協定に基づく通報訓練
 - ⑥原子力緊急事態支援組織対応訓練

8. 訓練結果の概要

8. 1 濃縮事業部対策本部の各訓練結果

(1) 避難誘導訓練

- ・ウラン濃縮工場内の従業員を避難させ、点呼確認を行った。
- ・ウラン濃縮工場内で発生した負傷者を救出し、搬送を行った。
- ・管理区域(第1種)から避難してきた従業員に対し、汚染検査を行った。

<評価>

- ・ウラン濃縮工場内からの従業員の避難誘導、点呼確認および負傷者の救出・搬送を手順通り行うことができた。

(2) 通報訓練

- ・事象発生後の初期判断、社内外関係箇所への通報連絡を行った。
- ・対策活動に係る対策本部・現場との連携、情報連絡を行った。
- ・原災法第15条に基づく通報以降は、施設状況について定期的に原災法第25条に基づく報告を実施した。

<評価>

- ・原災法第10条に基づく通報連絡については、通報判断から発信まで目標15分以内に対して約8分で実施することができたため、良好であった。一方、原災法第15条に基づく報告については、放射性物質の放出状況等の情報収集と報告文の作成に時間がかかり、約25分の時間を要したため改善が必要であった。

(3) モニタリング訓練

- ・チェンジングルームの設営およびチェンジングルーム内での脱衣補助、身体サーベイを行った。
- ・モニタリングポストでの測定、監視を行い、対策本部への報告を行った。
- ・モニタリングカーの配置場所を検討するため、気象条件から周辺監視区域境界付近における最大濃度地点の算出を行った。モニタリングカーを周辺監視区域境界の最大濃度地点付近に配置し空間放射線量率および空气中放射性物質濃度(浮遊じん、ヨウ素)の測定を実施した。

<評価>

- ・チェンジングルームの設営およびチェンジングルーム内での脱衣補助、身体サーベイを手順通り行うことができた。
- ・モニタリングポストでの測定・監視を行い、対策本部への報告が手順通り行うことができた。
- ・放射線影響範囲の算出、モニタリングカーの出動および環境測定を実施し、その結果について対策本部へ情報報告ができ、手順通り実施できることを確認した。

(4) その他必要と認める訓練

①放水訓練

- ・六フッ化ウラン漏えいへの対応として、消防自動車等を使用しウラン濃縮工場建屋への放水を行った。

<評価>

- ・消防自動車等を使用した放水活動を手順通り行うことができた。

- ・一部、装備着用時に名前を書いたテープ等を貼り忘れた要員がいた。

②設備応急訓練

- ・応急対策に必要な装備の装着を行うとともに、必要な資機材の準備を行った。
- ・六フッ化ウラン漏えい現場（屋内）において応急対策を行った。

<評価>

- ・必要な装備を装着し、六フッ化ウラン漏えい現場での応急対策を手順通り行うことができた。

③全社対策本部等との連携訓練

- ・TV会議等を通じて、全社対策本部と連携を図った。
- ・対応要請に基づき、ERC対応者をERC対応室へ派遣した。
- ・緊急時対策所内のERC対応室に参集した濃縮事業部のERC対応者は、TV会議装置により、ERCへ施設、対策活動の状況、原災法に基づく通報文の内容説明等を実施した。

<評価>

- ・TV会議を通じた全社対策本部との連携を行うことができた。
- ・ERC対応において、原災法第15条に基づく報告等の情報提供を含めたERC対応要員の運用が不明確であったことから、状況がわかる情報提供および説明が不足していた。
- ・プラントパラメータや施設状況を取り纏める様式がなかったため、発災状況・対応処置・進展予測を含めたERCに対する説明が不十分であった。

8. 2 全社対策本部の各訓練結果

(1) その他必要と認める訓練

①全社対策本部設営訓練

- ・社長は大規模地震発生により、各施設の異常の確認有無に係わらず全社対策本部を設置する必要がある旨判断し、全社対策本部の設置を宣言し、要員の参集を行い、要員の参集を確認後全社対策本部の立上げを行った。
- ・各事業部対策本部との情報共有として、重要度の高い事項についてはTV会議システムを通じて、各事業部から被災状況等の報告を受け、重要度の高い事項以外については全社対策本部に派遣された事業部連絡員の補足説明により、施設の状況を把握した。
- ・全社対策本部から各事業部対策本部への問い合わせ事項や、対応指示、被災状況の情報収集にあたり、各事業部からの連絡員と各事業部対策本部事務局との連絡のため、パソコンによるTV会議でリアルタイムに情報収集できるラインを確立しておき、当該連絡員を通じて情報共有を行った。
- ・全社対策本部の各班は各班の活動状況を適宜書画装置による大型ディスプレイへの表示等を行い、全社対策本部長に対し報告を行った。

<評価>

- ・社長は、大規模地震発生後に全社対策本部の設置を宣言し、要員の参集を確認後全社対策本部の立上げを手順通り実施することができた。
- ・また事業部対策本部との情報共有について情報連絡手段を重要度に応じて分けること

により適切なタイミングで事業部から被災状況の報告を受け、施設の情報を把握することができた。

- ・ 全社対策本部長の指示事項に対して事務局班がホワイトボードに指示事項の対応状況を記録し、本部内で共有することで、対応状況を管理することができた。
- ・ 全社対策本部の本部長がTV会議での他事業部からの報告と各班からの報告が重なった際に優先順位の指示等全体進行を行っていたため、全社対策本部の本部長は経営判断や事業部の支援に専念できなかった。
- ・ 各班からの報告時には書画装置を用いて大型ディスプレイの表示を行っていたが、報告時以外の運用が定められていなかったため、複数の大型ディスプレイに同じTV会議の画面が表示されており、活用できていなかった。
- ・ 負傷者の発生や特定事象（原災法第10条、15条）などについて、発生時刻、確認時刻、通報時刻の区分が曖昧で再確認する場面があった。
- ・ 各班からの活動状況報告が続いたため、状況を俯瞰するためのブリーフィングが行われていなかった。

② E R C対応訓練

- ・ 全社対策本部および濃縮・埋設事業部は再処理事業部からの対応要請に基づき、E R C対応者をE R C対応室へ派遣した。全社対策本部のE R C対応者（全社カウンターパート）は、濃縮・埋設事業部側のE R C対応者が到着するまでの間、濃縮・埋設事業部の状況説明を行った。
- ・ 緊急時対策所内のE R C対応室に参集したE R C対応者は、TV会議により、E R Cへ施設、対策活動の状況、原災法に基づく通報文の内容説明等を実施した。

<評価>

- ・ 全社対策本部のE R C対応者に対する情報提供を行うための連絡手段や対応体制が整備されていなかったことから、E R Cに対して速やかな状況説明ができなかった。
- ・ また、E R C対応者は全社対策本部および各事業部からの派遣要員で構成されており、それぞれの立場で情報を発信していたが、会社として整理された情報を発信することができなかった。
- ・ E R C対応室は各事業部および全社対策本部の対応要員が同時に活動することを想定した要員や機器の配置となっていなかった。

③ 広報活動訓練（模擬記者会見）

- ・ 広報班は確認した情報をもとにプレス資料を作成し、模擬記者会見を実施した。
- ・ 模擬記者会見の説明者は、各施設の事故状況、報道関係者（模擬）からの質問に的確に回答を行った。

<評価>

- ・ プレス資料を作成し、模擬記者会見にて事故状況等を発表することができた。
- ・ また説明者は、報道関係者（模擬）からの質問に的確に回答できたが、会見時の説明は口頭説明のみであり、図表等を使った説明ができていなかった。

④ オフサイトセンターとの連携訓練

- ・ 原災法第10条該当事象発生後、原子力防災専門官より要請を受けオフサイトセンターに要員を派遣（模擬）した。

<評価>

- ・派遣指示、移動手手段の確保ともに良好であった。

⑤原子力事業者協力協定に基づく通報訓練

- ・原子力事業者間協力協定等に基づき幹事会社（東北電力）に対して、情報連絡および原災法第10条発生事象通報に伴う協力要請を実施した。

<評価>

- ・原子力事業者間協力協定に基づき幹事会社への連絡が手順通り実施できることを確認した。

⑥原子力緊急事態支援組織対応訓練

- ・原災法第10条事象発生通報時における原子力緊急事態支援組織への情報連携および協力要請を実施した。

<評価>

- ・原子力緊急事態支援組織への情報連携および協力要請が手順どおり実施できることを確認した。

9. 前回訓練時の要改善事項への取り組み

本訓練では、前回の総合訓練（2016年2月16日）において抽出した改善点、反省事項のうち、以下の項目について取り組みを行い、訓練で確認することとした。

前回の総合訓練において抽出した主な反省事項	取り組み状況
<p>現場の対策活動において、作業員の被ばく低減対策、応急措置によって発生した汚染物の仕分けが不十分であったため改善する必要がある。</p>	<p>【問題】 汚染物の仕分けが不十分であった。</p> <p>【原因】 汚染拡大防止への考慮が不十分であり、チェンジングループ内に汚染物を仕分けするスペースがなかった。</p> <p>【対策】 チェンジングループ内に汚染物を保管するスペースを設定し、仕分けをする改善を図った。</p> <p>【対策の評価】 モニタリング訓練にてチェンジングループを設営し、汚染物を仕分けできることを確認できた。</p>
<p>避難者の点呼確認、汚染検査の開始にあたって、指揮者からの指示が一部不明確であったため、指揮者から宣言を行うなど改善する必要がある。</p>	<p>【問題】 避難者の点呼確認、汚染検査の開始にあたって指示が不明確であった。</p> <p>【原因】 役割分担が明確になっておらず、明確な指示が行える体制となっていなかった。</p> <p>【対策】 現場に放射線管理班リーダーを配置し、避難者への指示を明確に行えるよう改善を図った。</p> <p>【対策の評価】 放射線管理班リーダーを配置し、避難誘導訓練にて避難者への指示が明確に行えることを確認できた。</p>
<p>今回の訓練（2016年2月16日）で一部実動していない部分（チェンジングループ設営、CO₂消火器のホース展長等）については、個別訓練を行い技量の維持・向上を図る必要がある。</p>	<p>【問題】 チェンジングループ設営、CO₂消火器のホース展長等を実動していなかった。</p> <p>【原因】 個別訓練は行っていたが、総合訓練では訓練シナリオ上省略していた。</p> <p>【対策】 個別訓練においてチェンジングループ設営、CO₂消火器のホース展長等を実施し、技量の維持・向上を図った。</p> <p>【対策の評価】 個別訓練にて技量の維持・向上を図り、チェンジングループの設営についてはモニタリング訓練にて実動し有効性を確認できた。</p> <p style="text-align: right;">（別紙2 7.（3）、7.（5）②参照）</p>

10. 訓練の評価

「1. 訓練の目的」で示した濃縮事業部対策本部と全社対策本部の訓練目的に対する評価結果は以下の通り。

10.1 濃縮事業部対策本部の訓練の評価

(1) 全社対策本部との情報共有、連携の実施状況

- ・全社対策本部へ連絡要員を派遣し、全社対策本部と情報共有、連携を図ることおよびTV会議システム、デヂエ等を用いて、全社対策本部と情報共有を図ることができており目標は達成できた。

[8.1 (4) ③全社対策本部等との連携訓練]

(2) 事業部対策本部における指揮・命令および報告、情報共有の実施状況

- ・訓練全体を通じて、非常時対策組織(事業部対策本部)の設置、非常時体制の発令等を明確に行うことができており目標は達成できた。

(3) 通報文およびプレス文の作成、社外への通報連絡の実施状況

- ・事象に応じた通報文(トラブル情報、原災法)を適切に作成し、本部員に確認をとってから通報連絡することができており目標は達成できた。

[8.1 (2) 通報訓練]

(4) 広報活動(記者会見)の実施状況

- ・模擬記者会見の説明者は、各施設の事故状況、報道関係者(模擬)からの質問に的確に回答できたことから、広報対応を適正に実施できており目標は達成できた。

[8.2(1)③広報活動訓練]

(5) 避難誘導(負傷者の救出を含む)の実施状況

- ・役割分担を明確にし、避難誘導を適切に実施することができており目標は達成できた。

[8.1 (1) 避難誘導訓練]

(6) 現場の対策活動(六フッ化ウランの漏えい対処を含む)の実施状況

- ・防護服等の速やかな装着、対策本部への簡潔・明瞭な報告を行うことで現場の対策活動を確実に実施することができており目標は達成できた。

[8.1 (4) ②設備応急訓練]

(7) 過去訓練における反省事項の対応状況

- ・全面マスク着用時に名前を書いたテープ等を貼ることについて、周知が不十分であったため再度指摘があった。今後、継続して改善を図る必要がある。

[8.1 (4) ①放水訓練]

10.2 全社対策本部の訓練の評価

(1) 全社対策本部内の指揮命令系統の確認

- ・訓練全体を通じて、全社対策本部長の指示に対し、本部員は対応できていた。また全社対策本部長の指示事項に対して事務局班がホワイトボードに指示事項の対応状況を記録し、本部内で共有することで、対応状況を管理することができたことから全社対策本部内の命令系統に問題ないことが確認できた。

(2) 各事業部対策本部と国(原子力緊急時対応センター)との連携の確認

- ・全社対策本部設営訓練にて、各事業部対策本部と全社対策本部で、TV会議や事業部連絡員を通じた報告など重要度に応じて報告手段を使い分け情報共有を行えたことから各事業部対策本部との円滑な連携を確認できた。

[8.2(1)①全社対策本部設営訓練]

- ・ERC対応訓練にて、全社対策本部のERC対応者は、濃縮・埋設事業部の対応者が到着するまでの間に各事業部の情報提供を行うための連絡手段や対応体制が整備さ

れていなかった。

[8.2(1)②E R C 対応訓練]

- ・ E R C 対応訓練にて、E R C 対応者は全社対策本部および各事業部からの派遣要員で構成されており、それぞれの立場で情報を発信していたが、会社として整理された情報を発信することができなかった。

[8.2(1)②E R C 対応訓練]

(3) 広報対応が適正に実施できることの確認

- ・ 広報活動訓練において、広報班は確認した情報をもとにプレス資料を作成し、模擬記者会見を実施した。模擬記者会見の説明者は、各施設の事故状況、報道関係者（模擬）からの質問に的確に回答できたことから、広報対応を適正に実施できることを確認できたが会見時の説明は口頭説明のみであり、図表等を使った説明ができていなかった。

[8.2(1)③広報活動訓練]

(4) 全社対策本部要員等の知識・技術の習得・向上による対応能力の継続的改善

- ・ 訓練全体を通じて、4施設が同時発災した状況かつ詳細シナリオ非提示の実践的な対応において、各班が全社対策本部の設営等の対応を行い、知識・技能の習得・向上を図ることができた。

しかし、今回の訓練シナリオは各施設の発災および対策活動は同時並行的に行われており、更なる対応能力の改善を図る必要がある。

1 1. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

「1 0. 訓練の評価」の他、訓練後の訓練参加者の自己評価、気付き事項の集約を行い、改善点等の抽出を行った結果、特に重要な反省事項（要改善事項）は以下の通りであり、今後改善を図る。

1 1. 1 濃縮事業部対策本部

(1) 事業部対策本部等に関すること

- ・訓練全体を通じて、現場指揮所の設置について、現場での設置宣言や、現場のメンバーへの役割分担について明確でなかったため、現場指揮所責任者が明確に指示する必要がある。
- ・訓練全体を通じて、火災の発生状況について被災当初しか報告がなかった。火災がないことを継続的に報告する手順となっていないため、プラント状況の報告に合わせて火災の検知状況も対策本部へ報告するように改善する。
- ・全面マスク着用時に名前を書いたテープ等を貼ることについて、周知が不十分であったため再度指摘があった。今後、継続して改善を図る必要がある。

[8.1 (4) ①放水訓練]

(2) 社外への情報発信に関すること

- ・原災法第15条に基づく報告等の情報提供を含めたE R C対応要員の運用が不明確であったことから、状況がわかる情報提供および説明が不足していた。今後運用方法を検討する。

[8.1 (4) ③全社対策本部等との連携訓練]

- ・プラントパラメータや施設状況を取り纏める様式がなかったため、プラントパラメータや施設状況を取り纏めた資料を用いて発災状況・対応処置・進展予測を含めてE R Cに対して説明を実施できるよう運用を検討する。

[8.1 (4) ③全社対策本部等との連携訓練]

- ・濃縮事業部における原災法第15条に基づく報告については、放射性物質の放出状況等の情報収集と報告文の作成に時間がかかり、報告判断から発信までに25分を要したことから、速やかな報告完了を行えるよう検討する。

[8.1 (1) 通報訓練]

(3) 緊急時対策室に関すること

- ・濃縮事業部と埋設事業部がひとつの緊急時対策室を共用しているが、2事業部同時発災を想定した緊急時対策室のレイアウトとなっていないため、2事業部同時発災を想定した緊急時対策室のレイアウトを検討する。

1 1. 2 全社対策本部

(1) 全社対策本部内の情報共有に関すること

- ・全社対策本部の本部長がTV会議での他事業部からの報告と各班からの報告が重なった際の優先順位の指示等全体進行を行っていたため、全社対策本部の本部長は経営判断や事業部の支援に専念できなかった。今後は、全社対策本部の事務局班長が全体進行の指示を行うよう、全社対策本部要員の心得の見直しを検討する。

[8.2(1)①全社対策本部設営訓練]

- ・大型ディスプレイの運用が定められていなかったため、複数の大型ディスプレイに同じTV会議の画面が表示されていた。今後は、大型ディスプレイで表示する画面の内容について、TV会議画面の他、時系列の情報、書画装置の表示等、事象進展等に応じて共有すべき情報を検討する。

[8.2(1)①全社対策本部設営訓練]

- ・負傷者の発生や特定事象（原災法第10条、15条）などについて、発生時刻、確認

時刻、通報時刻の区分が曖昧で再確認する場面があった。今後は、報告内容、区分を明確にして報告することを検討し、全社対策本部要員の心得に定める。

[8.2(1)①全社対策本部設営訓練]

- ・各班等からの状況報告が続いたため、状況を俯瞰するためのブリーフィングが行われていなかった。今後は、状況を俯瞰して把握するために全体ブリーフィングの開催を検討し、各班からの報告内容や開催タイミングについて、全社対策本部要員の心得に定める。

[8.2(1)①全社対策本部設営訓練]

(2) 社外への情報発信に関すること

- ・全社対策本部のE R C対応者に対する情報提供を行うための連絡手段や対応体制が整備されていなかったため、E R Cに対する速やかな情報提供ができなかったことから、情報提供するための連絡手段や対応体制を整備する。

[8.2(1)②E R C対応訓練]

- ・E R C対応者は全社対策本部および各事業部で構成されており、それぞれの立場で情報を発信しており会社として整理された情報を発信することができなかったことから、全社対策本部のE R C対応者は会社としての取りまとめの役割を担うことを明確にする。

[8.2(1)②E R C対応訓練]

- ・E R C対応室は各事業部および全社対策本部の対応要員が同時に活動することを想定した要員や機器の配置となっていなかったため、動線が阻害されていた。動線を踏まえた機器や要員の配置の見直しを検討する。

[8.2(1)②E R C対応訓練]

- ・模擬記者会見については、説明が口頭説明のみで、図面等の提示が無かったため、理解を進めるための図面等を用いた説明や書画装置等の導入も含め今後検討する。

[8.2(1)③広報活動訓練（模擬記者会見）]

(3) 訓練シナリオ等に関すること

- ・今回の訓練は各事業部の発災および対策活動を同時並行的に行われる訓練シナリオであった。更なる対応者の能力向上を図る観点から、3事業部が同時発災した場合に考えられる各事業部の施設等への相互の影響を踏まえた訓練シナリオについて検討する。

以 上